

第3期 津久見市地域福祉活動計画

「地域の隅々から新たな絆を創る」



平成31年 3月

社会福祉法人
津久見市社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 津久見市社会福祉協議会
会長 宇都宮 崇

本市においても人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、家族の絆や地域におけるつながりが希薄化するなど、地域環境が著しく変化しています。このような中で住民の困りごともますます多様化、複雑化し、生活困窮やひきこもりなどの複合的な生活課題を抱え、誰にも相談できない社会的な孤立状態を生むだけでなく、子どもの貧困、虐待等、制度の狭間の問題も表面化しており、現行の福祉の仕組みだけでは対応が困難になりつつあります。

そのような背景から、小さな地域での福祉活動を地域住民全体で取り組み、必要な支援や情報がすべての住民に届く「地域共生社会」の構築が求められています。

これらを受けて、本会では2019年度から5ヵ年計画の「第3期津久見市地域福祉活動計画」を策定しました。「地域の隅々から新たな絆を創る」を基本理念として、住民主体を原則とした地域を拠点とする新たなサービスの開発や支援を必要とする人も一緒に参画できる地域の居場所づくり・出番づくり等、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する計画としています。

これまで本会では、住民の皆様のご協力をいただきながら、計画に盛り込まれた多くの事業を進めてまいりました。今後も、計画の推進にあたり、地域住民、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等の連携や協力が不可欠であります。本会といたしましても、互いに支え合い助け合うことで、誰もがより安全で安心して暮らせるまちづくりに全力を注いでまいりますので、尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、お忙しい中、ご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、福祉座談会やヒアリング調査等にご協力いただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

目 次

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的	1
2 活動計画の位置づけ	1
3 活動計画の構成	2
4 活動計画の期間と見直しの時期	2
5 活動計画の進行管理	2

第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・現状分析

1 活動計画策定のための組織体制	3
2 津久見市の「地域福祉計画」との連携について	3
3 活動計画策定のための取り組み	4
4 地域の現状分析	8

第3章 基本理念・基本目標・施策の基本的方向・具体的な取り組み

1 基本理念	12
2 基本目標	12
3 施策の基本的方向	13
4 具体的な取り組み	13
5 活動計画の体系	13

第4章 具体的な取り組みの概要

基本目標1. 互いに支え合うつながりづくり

1 施策の基本的方向 (1) 地区社協活動の推進	15
2 施策の基本的方向 (2) ふれあいいきいきサロンの充実	16
3 施策の基本的方向 (3) コミュニティカフェの推進	16
4 施策の基本的方向 (4) 子育て世代と地域とのネットワーク化	17

基本目標 2. 地域を担う人づくり・環境づくり

- 1 施策の基本的方向 (1) ボランティア活動を担う人材の育成・発掘及び
情報発信 17
- 2 施策の基本的方向 (2) 福祉教育の機会の提供 18
- 3 施策の基本的方向 (3) 情報のネットワーク化 18

基本目標 3. 住民に寄り添い後押しする相談・支援の仕組みづくり

- 1 施策の基本的方向 (1) 身近に相談できる機会の提供 18
- 2 施策の基本的方向 (2) 自立に向けた相談支援 19
- 3 施策の基本的方向 (3) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及 20

基本目標 4. 日常生活を支援する活動づくり

- 1 施策の基本的方向 (1) 新たなニーズに対応するサービス開発 20

基本目標 5. 地域の団体の協力関係とネットワークづくり

- 1 施策の基本的方向 (1) 多様な団体等が出会い、情報や思いを共有して
話し合う場の設置 20

基本目標 6. 災害（非常事態）が起きても対応できる仕組みづくり

- 1 施策の基本的方向 (1) 災害時要配慮者への支援体制整備 21
- 2 施策の基本的方向 (2) 災害ボランティアの事前登録及び育成 21
- 3 施策の基本的方向 (3) 災害ボランティアセンターの体制整備 22
- 4 施策の基本的方向 (4) 災害ボランティアに関する情報発信 22

資料編 23

別紙資料 1 社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 24

別紙資料 2 社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿 26

別紙資料 3 社会福祉協議会の認知度について 27

別紙資料 4 用語の説明 34

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的

(1) 近年の福祉を取り巻く状況

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、人々の暮らしや就労形態等が多様化する中で、隣近所等の結びつきが希薄になり、各家庭の様相は大きく様変わりしました。また、地域内の助け合いや支え合い等に代表される「地域力」が低下しつつあります。

一方で、近年各地で起こっている自然災害等を目の当たりにし、「自助」「互助」「共助」に対する意識が高まり、地域における幅広い支え合いが求められています。そのため、地域の中でお互いに助け合う、「互助」の仕組みづくりを整えることが必要です。

また、高齢者や障がい者も住み慣れた地域で暮らすことを望んでおり、誰もが地域の一員として認め合い、住民同士が支え合うことが、ますます重要になっています。

今後は、地域に暮らす人々が、地域の一員としてできることを行い、一人ひとりが、地域づくりに参加する意識と地域の活動に関わる機会を持ち、これらの活動を通して新たなつながりをつくり、福祉の分野だけでなく、防犯や防災等を含めた、互助による地域づくりを広げていき、自分たちの住む地域の目指す姿に向かって、市全体が支え合う社会をつくっていくことが必要となります。

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせ、共に支え合い・助け合う社会づくりを具体化することです。

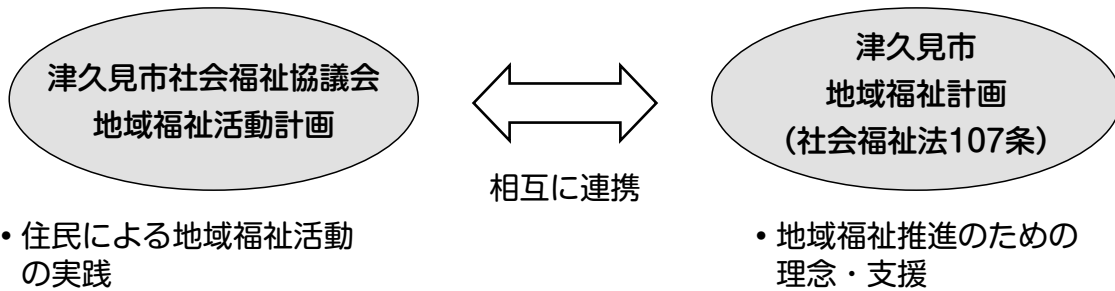
それを具体化するために、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、行政機関等と協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動の計画が『地域福祉活動計画』です。

津久見市社会福祉協議会(以下、市社協)では、津久見市の地域福祉を進めていくため、平成21年3月に第1期活動計画を策定し、それ以後は5年ごとに内容を見直しながら第2期活動計画を経て第3期地域福祉活動計画の策定に取り組むこととしました。

2 活動計画の位置づけ

本計画は、津久見市における民間協働計画として地域福祉を推進するための施策に関する計画であり、津久見市が策定する「地域福祉計画」等関連計画と連携・整合性を図り実施します。

【地域福祉活動計画の位置づけ】



3 活動計画の構成

この活動計画は、基本理念、基本目標、施策の基本的方向、そして具体的な取り組みの4つの領域から構成しています。

第3期の活動計画は、「地域の隅々から新たな絆を創る」を基本理念として設定し、それを実現するために、6つの基本目標を掲げました。

さらに、6つの基本目標には、それぞれの柱に応じて施策の基本的方向と具体的な取り組みを示しています。

4 活動計画の期間と見直しの時期

この活動計画の期間は、西暦2019年度から2023年度までの5か年計画とします。

ただし、関係法・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
津久見市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		▶				
津久見市 地域福祉計画	▶					

5 活動計画の進行管理

この活動計画の実施にあたっては、「市社協理事会・評議員会」にて、毎年度状況の把握等を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・現状分析

1 活動計画策定のための組織体制

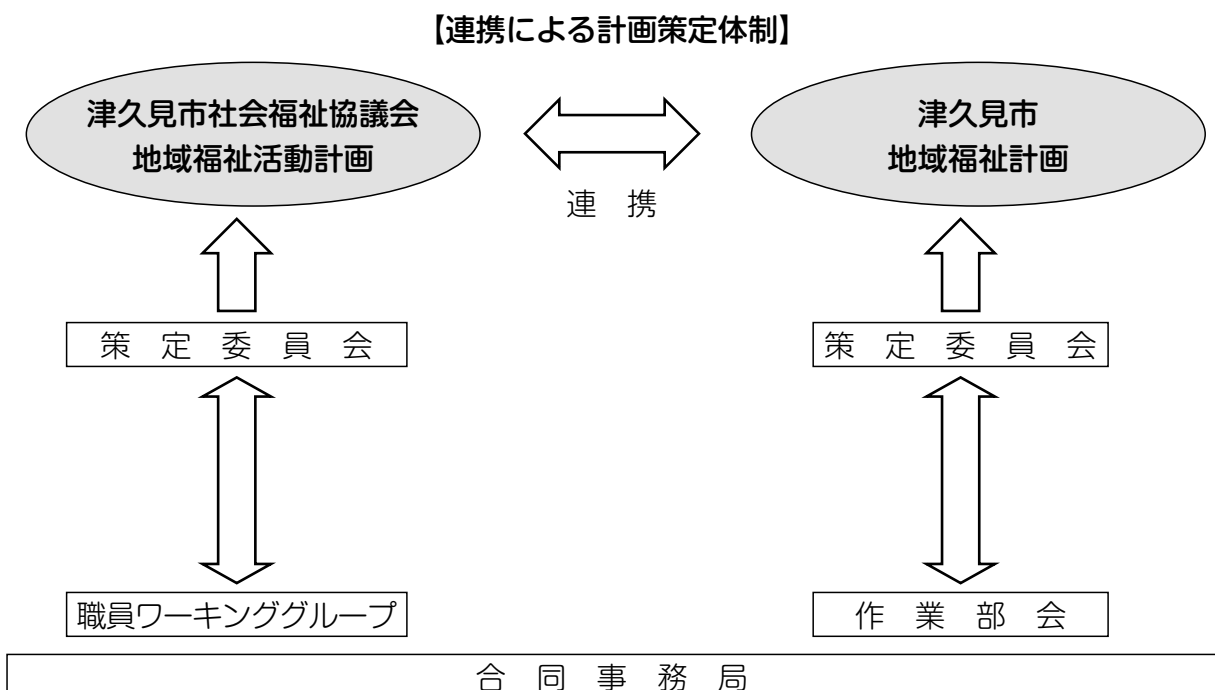
この活動計画を策定するために、地域福祉団体、住民組織代表、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、教育機関関係者、行政機関、学識経験者などで構成される「津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」(以下、策定委員会)及び市社協職員で「職員ワーキンググループ」を組織し、それぞれの立場から計画内容の検討と策定作業を行いました。

2 津久見市の「地域福祉計画」との連携について

「地域福祉計画」とは、地域福祉の推進の理念を具体化するもので、地域住民にもっとも身近な行政が、生活者である地域住民や福祉サービスに携わる関係団体の方々等の意見を十分に聴き、内容の情報公開につとめながら策定する計画です。それに対し、「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を行う地域住民やボランティア・市民活動団体、NPO等民間団体が参加・協働を促進する自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の行動計画です。

つまり、「地域福祉計画」は、住民による地域福祉推進のための理念を中心とした内容であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、住民による地域福祉活動の実践的な内容の計画です。

このため、両計画の策定にあたっては、策定組織の事務局の意思の統一を図り、相互の策定組織に参加し、仕組みや情報を共有し、計画内容にも連携をもたせています。



3 活動計画策定のための取り組み

この活動計画を策定するにあたり、できるだけ多くの市民の声を聴きながら地域における生活課題や福祉課題を把握し、実効性のある内容とするため、平成26年度から平成30年度にかけての懇談会や意識調査・各種ネットワーク会議等を実施しました。

【行政による調査 平成29年度】

①市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、アンケート調査を実施しました。

●調査の内容

調査対象	市内在住の満20歳以上の男女1,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	平成29年7月～平成29年8月10日
回収結果	有効回収数：391件（有効回収率：39.1%）

【市社協による調査 平成30年度】

②地区社協構成員・ふれあいいきいきサロン参加者・要支援1・2認定者、障がい児・者に対し、アンケート調査を実施しました。

●調査の内容

調査対象	地区社協構成員	(192人)
	ふれあいいきいきサロン参加者	(674人)
	要支援1・2認定者	(98人)
	障がい児・者	(18人)
	合計	982人
調査方法	面接による調査	
調査期間	平成30年4月1日～11月30日	
回収結果	有効回収数：982件（有効回収率：100%）	

【平成26年度～30年度12月末現在】

①市内全区を対象に地区懇談会を実施

●平成26年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月10日	千怒区（消防格納庫）	6月11日	田原地区（田原集会所）
4月11日	川上区（交流センター）	6月13日	警固屋区（警固屋区民会館）
4月15日	青江区（青江区公民館）	6月13日	赤垣地区（赤垣公民館）
4月24日	網代区（真珠共同作業場）	6月16日	原地区（原集落センター）
5月7日	西ノ内区（西ノ内公民館）	6月17日	鬼丸中央地区（鬼丸会館）
5月8日	川内区（川内会館）	6月19日	鬼丸市宮地区（市宮住宅集会所）
5月8日	警固屋区（警固屋区民会館）	6月20日	鬼丸分譲地区（市宮住宅集会所）
5月9日	彦ノ内区（彦ノ内公会堂）	6月25日	蔵富地区（蔵富公民館）
5月13日	無垢島区（無垢島公民館）	6月27日	四浦2区（深良津健康管理増進施設）
5月15日	長目区（浦代公民館）	7月2日	川上区（交流センター）
5月15日	日見区（日見公民館）	7月2日	江ノ浦区（江ノ浦公民館）
6月2日	堅浦区（堅浦公民館）	7月15日	赤崎区（赤崎公民館）

6月 2日	長野地区（長野会館）	9月 5日	川上区（地蔵町集会所）
6月 3日	徳浦区（徳浦公民館）	10月29日	四浦1区（鳩浦公民館）
6月 4日	道尾地区（青江区公民館）	11月19日	川上区（地蔵町集会所）
6月 5日	栄町（市営住宅集会所）	12月 9日	八戸区（八戸公民館）
6月10日	平岩地区（平岩公民館）	3月 7日	川上区（地蔵町集会所）

●平成 27 年度地区懇談会開催状況

日 時	開 催 地 区	日 時	開 催 地 区
4月15日	青江区（青江区公民館）	6月23日	田原地区（田原集会所）
4月17日	川上区（地蔵町集会所）	6月26日	原地区（原公民館）
4月19日	畑区（岩屋口公民館）	6月29日	栄町（栄町公民館）
4月24日	網代区（真珠共同作業所）	6月30日	平岩地区（平岩公民館）
5月 8日	彦ノ内区（彦ノ内公会堂）	7月 2日	川上区（地蔵町集会所）
5月13日	警固屋区（警固屋区民会館）	7月 3日	青江区（青江区公民館）
5月15日	長目区（長目公民館）	7月 6日	堅浦区（堅浦公民館）
5月20日	日見区（日見公民館）	7月30日	保戸島区（保戸島集会所）
5月26日	徳浦区（徳浦公民館）	9月24日	川上区（地蔵町集会所）
6月 8日	保戸島区（保戸島集会所）	11月 5日	畑区（岩屋口公民館）
6月 8日	蔵富地区（蔵富公民館）	11月26日	川上区（地蔵町集会所）
6月 9日	鬼丸中央地区（鬼丸会館）	12月 3日	八戸区（八戸公民館）
6月11日	道尾地区（青江区公民館）	12月 7日	堅浦区（堅浦公民館）
6月12日	鬼丸市営分譲（市営住宅集会所）	12月18日	川上区（交流センター）
6月15日	赤垣地区（赤垣公民館）	12月27日	川上区（地蔵町集会所）
6月17日	四浦2区（深良津健康管理増進施設）	3月 4日	川上区（地蔵町集会所）
6月17日	長野地区（長野公民館）	3月23日	川内区（川内会館）

●平成 28 年度地区懇談会開催状況

日 時	開 催 地 区	日 時	開 催 地 区
4月 5日	千怒区（千怒3部集会所）	6月 9日	徳浦区（徳浦公民館）
4月 7日	中田区（中田公会堂）	6月16日	新町桜ヶ瀬（桜ヶ瀬新町集会所）
4月15日	川上区（地蔵町集会所）	6月20日	四浦2区（深良津健康管理増進施設）
4月15日	青江区（青江区公民館）	6月21日	岡町（岡町公民館）
4月17日	畑区（岩屋口公民館）	6月30日	門前町（門前会館）
4月20日	福良区（福良公民館）	7月 1日	青江区（青江区公民館）
4月25日	志手町（志手町公民館）	7月 4日	川上区（地蔵町集会所）
5月 6日	網代区（真珠共同作業所）	8月 6日	中町区（中町会館）
5月12日	彦ノ内区（彦ノ内公会堂）	8月 6日	川上区（志手町公民館）
5月13日	警固屋区（警固屋区民会館）	9月 1日	川上区（地蔵町集会所）
5月16日	小園町（小園会館）	11月17日	八戸区（八戸公民館）
5月19日	長目区（長目公民館）	11月25日	川上区（地蔵町集会所）
5月20日	地蔵町（地蔵町集会所）	11月25日	青江区（青江区公民館）
5月27日	川上区（地蔵町集会所）	2月28日	入船区（入船公民館）
6月 7日	日見区（日見公民館）	3月10日	川上区（地蔵町集会所）

●平成 29 年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月11日	西ノ内区（西ノ内公民館）	5月17日	長目区（長目公民館）
4月14日	川内区（川内会館）	5月22日	警固屋区（警固屋区民会館）
4月14日	川上区（地蔵町集会所）	5月23日	川上区（地蔵町集会所）
4月14日	青江区（青江区公民館）	5月30日	川上区（交流センター）
4月16日	畑区（岩屋口公民館）	6月 2日	徳浦区（徳浦公民館）
4月17日	堅浦区（堅浦公民館）	6月15日	日見区（日見公民館）
4月22日	網代区（真珠共同作業所）	7月 7日	青江区（青江区公民館）
5月 8日	小園町（小園会館）	12月20日	川上区（志手町公民館）
5月 9日	彦ノ内区（彦ノ内公会堂）	3月20日	岡町（岡町会館）
5月10日	千怒区（消防格納庫）	3月31日	中田区（中田公会堂）

●平成 30 年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月 4日	千怒区（千怒3部集会所）	5月15日	長目区（長目公民館）
4月10日	川内区（川内会館）	5月18日	徳浦区（徳浦公民館）
4月11日	日見区（日見公民館）	5月21日	警固屋区（警固屋区民会館）
4月13日	青江区（青江区公民館）	6月29日	川上区（地蔵町集会所）
4月15日	四浦3区（落ノ浦集会所）	7月24日	八戸区（八戸公民館）
4月15日	畑区（岩屋口公民館）	8月24日	地蔵町（地蔵町集会所）
4月18日	川上区（地蔵町集会所）	9月21日	志手町（志手町公民館）
4月27日	網代区（真珠共同作業所）	9月23日	四浦2区（刀自ヶ浦公民館）
5月 7日	小園町（小園会館）	10月26日	川上区（交流センター）
5月 8日	彦ノ内区（彦ノ内公会堂）	12月26日	旭町（旭町会館）

②区長・民生委員児童委員・介護予防推進員合同研修会を実施

- 平成 26 年度 2月12日、17日、19日、20日、25日、3月6日 開催
- 平成 27 年度 11月 9日、13日、16日、20日 開催
- 平成 28 年度 10月14日、20日、24日、27日 開催
- 平成 30 年度 11月12日、13日、21日、29日 開催

③福祉施設事業所等連絡会を実施

（参加事業所：高齢者施設事業所 16、障がい者施設事業所 4）

- 平成 26 年度 7月29日、3月18日 開催
- 平成 27 年度 7月24日、3月 7日 開催
- 平成 28 年度 6月23日、10月21日 開催
- 平成 29 年度 7月21日、3月15日 開催
- 平成 30 年度 10月16日 開催

④区長会役員と民生委員児童委員協議会役員との意見交換会を実施

- 平成 26 年度 11月14日 開催
- 平成 27 年度 2月 5日 開催

⑤ボランティア協力校連絡会議を実施(市内全校指定)

- 平成26年度 11月25日 開催
- 平成27年度 3月1日 開催
- 平成28年度 3月16日 開催
- 平成29年度 7月11日 開催
- 平成30年度 7月12日 開催

⑥ボランティア連絡協議会を実施(参加数14団体)

- 平成26年度 5月10日 開催
- 平成27年度 5月21日 開催
- 平成28年度 5月23日・1月29日 開催
- 平成29年度 5月17日 開催
- 平成30年度 5月29日 開催

⑦小学校区連絡会に参加(児童の見守り等に関する)

○平成26年度

- ・津久見小学校区連絡会 5月20日・1月30日 開催
- ・千怒小学校区連絡会 6月16日・2月6日 開催
- ・堅徳小学校区連絡会 6月25日・11月13日・2月25日 開催
- ・青江小学校区連絡会 5月15日・6月16日・3月12日 開催

○平成27年度

- ・津久見小学校区連絡会 2月2日 開催
- ・千怒小学校区連絡会 2月12日 開催
- ・堅徳小学校区連絡会 6月24日・10月30日・2月18日 開催
- ・青江小学校区連絡会 6月18日・3月9日 開催

○平成28年度

- ・津久見小学校区連絡会 2月17日 開催
- ・千怒小学校区連絡会 6月10日・2月14日 開催
- ・堅徳小学校区連絡会 6月22日・11月8日・2月16日 開催
- ・青江小学校区連絡会 6月30日・3月8日 開催

○平成29年度

- ・津久見小学校区連絡会 6月13日・2月6日 開催
- ・千怒小学校区連絡会 6月13日・3月7日 開催
- ・堅徳小学校区連絡会 6月21日・2月15日 開催
- ・青江小学校区連絡会 6月8日・6月15日・3月7日 開催

○平成30年度

- ・津久見小学校区連絡会 6月19日 開催
- ・千怒小学校区連絡会 7月4日 開催
- ・堅徳小学校区連絡会 6月20日・11月16日 開催
- ・青江小学校区連絡会 6月7日・6月14日 開催

4 地域の現状分析

計画策定にあたって実施した意識調査や各種懇談会等において、市民や関係団体・策定委員のメンバー等からさまざまな意見をうかがいましたが、それらの「声」から次の課題があげられました。

課題① 地域での支え合いの仕組み(地区社会福祉協議会活動)について

地区社会福祉協議会(以下、地区社協)活動を充実するためには、活動を担う人材の確保や育成が重要となります。少子高齢化や核家族化に加えて生活基盤が多様化し、人と人、人と地域、地域と地域のつながりが深まる機会が少なくなっています。新たな人材の確保や育成のためには、多くの地域住民の方々の理解と協力が必要ですが、それを得るために、地域で住民の方々が集う様々な機会を利用し、福祉の意識づけをしていくことが課題としてあげられます。

○地区社協組織運営についての調査や懇談会での声

- (1) 高齢化により、活動などの担い手が減少している。
- (2) 役員は任期があり、人がどんどん変わっていくため、活動の手法や経験等が蓄積されない。
- (3) 活動の担い手が固定化している。
- (4) 多くの市民に活動を理解して頂く必要がある。
- (5) プライバシーの問題や個人情報保護の問題もあり、活動がしづらい。
- (6) 若い世代への活動の周知が必要である。
- (7) 活動するための財源が不足している。
- (8) 定期的に集まり情報交換・情報共有等を行う必要がある。
- (9) 役員等の負担を軽減する必要がある。

課題② 交流の場づくり(ふれあいいいきサロン)について

地域住民同士の「つながり」づくりを目的とした、ふれあいいいきサロン(以下、サロン)は、市内で59グループが活動を実施していますが、世話人の確保、活動内容のマンネリ化、参加者の減少等(送迎や高齢化の問題)により活動が困難になってきています。つながりの場であるサロンへの支援は継続しながらも、より気軽に集える居場所づくりへの関わりが課題としてあげられます。

○サロンについての調査や懇談会での声

- (10) 担い手の確保が問題である。
- (11) 参加者が固定し、新たな参加者が増えない。
- (12) 男性の参加者が増えない。
- (13) 閉じこもりがちな方の参加が問題である。
- (14) 小さな出会いの場が必要である。
- (15) 活動内容がマンネリ化している。
- (16) 身体の不自由な方の参加が困難である。(送迎・会場のバリアフリー等の問題)

課題③ 地域の人材確保・育成及び若年層への福祉教育について

地域福祉活動やボランティア活動について、担い手の高齢化・固定化が進む一方、現役世代である若い人材の参加が少ないことが課題となっています。

このことから、活動を継続・発展させていけるよう世代交代を図るための支援のほかに、多様な生活スタイルや関心に沿った活動機会を充実させることが求められます。さらには地域福祉の実践者を育成するという視点に立ち、子どものみならず大人や企業等も対象とした福祉教育を進めていくことが課題としてあげられます。

○地域での支援者について調査や懇談会での声

- (17) 副区長・地区長・班長等へ地域福祉活動の理解の促進が必要である。
- (18) 若い世代への地域福祉活動の理解の促進が必要である。
- (19) 市民の地域福祉活動に対する意識の底上げが必要である。

○ボランティア活動・グループ・協力校等について調査や懇談会での声

- (20) ボランティアの高齢化がすすみ、後継者が育たない。
- (21) 役員の担い手がなく、ボランティアグループの運営が困難である。
- (22) どのようなボランティア活動があるのかわからない。
- (23) 若い世代が自治会組織・区長・民生委員等の地域の組織や支援者を知らない。

課題④ 高齢者や障がい者に対する正しい理解について

地域住民の福祉に対する関心の薄さが指摘されており、高齢者や障がい者、また認知症などの病気について理解が不足している状況もうかがえます。これらに対する理解を深めるために、勉強会や講習会への参加を進めるとともに、さまざまな人たちとふれあう機会等を通じ、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に対して福祉教育や啓発活動を充実していくことが課題としてあげられます。

○調査や懇談会での声

- (24) 病気や障がいについて正しく理解している人が少ない。
- (25) 生活の中で当事者や家族でなければわからない問題が多い。
- (26) 障がい者や高齢者との接する機会が少ない。

課題⑤ 情報提供の充実について

福祉サービスが多様化する中で、利用者自身が自分に適した福祉サービスを自らの意思で選択できるようにしていくことが重要です。そのためには、効果的な情報提供が必要となり、福祉サービスの利用者にとって、情報の入手が困難であったり、利用方法がわからなかったりすることのないように、体制の整備を図ることが課題としてあげられます。

○調査や懇談会での声

- (27) 生活の中で自分から情報を得ることが難しい人たちがいる。
- (28) どのような相談窓口があるのか、またその連絡先がわからない。
- (29) 福祉サービスが複雑でわかりにくい。

課題⑥ 災害への取り組みについて

大規模震害や局地的豪雨災害等が発生した際には、災害ボランティアセンターが設置され、積極的なボランティア活動が行われていることから、災害ボランティアの啓発と育成の重要性が一層高まっています。災害ボランティア活動の周知を図るとともに、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンター運営の基盤整備など、災害支援体制の充実が課題としてあげられます。

○調査や懇談会での声

- (30) 災害ボランティアセンター運営に必要な支援のネットワーク化を図ることが必要である。
- (31) 災害ボランティアセンター活動の事前周知が必要である。
- (32) 災害ボランティアの育成が必要である。
- (33) 災害ボランティアセンターに関する情報を得ることが困難である。

課題⑦ 新たな課題に対応する福祉サービス開発について

生活課題が多様化、複雑化する中で、買い物や通院時の移動困難等、顕在化する生活課題に対して有効な取り組みが求められています。一方で、それら個別の課題は既存の福祉サービスだけでは解決し難い内容もあり、制度の狭間を埋める支援が求められています。そうした多様なニーズに対応するためにも、だれもが気軽にちょっとしたことから活動へ参加できるきっかけづくりや、新たな活動者となる人材を発掘し、幅広い市民が身近な福祉活動の担い手として活躍できるような仕組みづくりが課題となっています。

○調査や懇談会での声

- (34) 掃除、買い物、ゴミ出し等に苦慮する。
- (35) 移動手段がない。
- (36) 近くに買い物ができる場所がない。重い荷物の買い物に困る。
- (37) 男性高齢者はあまり外に出てこない傾向がある。

課題⑧ 地域と多様な関係機関・団体との連携について

地域では、「小地域を基盤とした福祉活動」を行う地域組織と、「特定のテーマに焦点をあてた福祉活動や事業」を行う団体等が多様な活動を展開しています。これらの団体が連携し、それぞれの強みを活かして、より効果的に活動・事業を展開していくことが求められています。そのためには、これらの団体などが出会い、情報や思いを共有し、協働に向け

た話し合いができる場をつくることが課題としてあげられます。

○調査や懇談会での声

(38) 福祉施設・地域組織・福祉団体・医療機関・教育関係者の方々との連携強化が必要である。

課題⑨ 総合相談窓口の充実について

市民が抱える福祉課題や福祉問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するためには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となってきます。社協の総合相談窓口の周知を図り認知度を高めると共に、身近な地域の中で気軽に生活に関する相談ができ、相談内容によっては各専門機関等、最適な相談機関へと紹介するような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが課題としてあげられます。

○調査や懇談会での声

(39) 各種相談機関が共通の認識づくり、連携できる仕組みが必要である。

(40) 困りごとや問題が多種多様、多岐にわたっているため、どこに相談したらよいのかわからない。

第3章 基本理念・基本目標・施策の基本的方向・具体的な取り組み

1 基本理念

基本理念は、計画のねらい・性格・基本的な視点を表したものであり、計画をすすめていくうえでの「スローガン」となるものです。

「地域の隅々から新たな絆を創る」

だれもが安心して地域で暮らし続けていくためには、住民同士がふれあい、お互いに心と心を通わせあい、支えあっていくことのできる豊かな人間関係を地域社会の中に築いていくことが必要です。

市社協では、そのような地域社会の実現を目指して平成21年3月に第1期地域福祉活動計画を策定し、地域福祉活動の基盤整備として、「地区社協の設置」「24時間365日対応総合相談窓口」「関係機関団体等と連携するためのネットワーク会議の立上げ」等を推進し、第2期では、第1期で構築した仕組みを広げていくことを計画に盛り込み取り組みました。

今回の第3期地域福祉活動計画では、第1期・2期地域福祉活動計画の基本理念を踏まえつつ、新たな住民同士のつながりを広げていくことを活動方針の大きな柱として、計画を推進します。

2 基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらい・性格・基本的な視点を示したもので、前述の基本理念に基づいて、次の6つの基本目標を定め、施策の展開をしていきます。

基本目標1 互いに支え合うつながりづくり

地域内で支え合い・助け合いの必要性を強く感じている一方で、住民同士の結びつきの希薄化が指摘されています。地域住民が抱える多様な生活課題を解決するために、地域単位で課題に対応していく体制づくりを促進し、日常における地域でのつながりや住民参加によるボランティア活動を推進するなど、支え合いへの仕組みづくりを進めます。

基本目標2 地域を担う人づくり・環境づくり

住民が主体的に自分たちの地域を考え、日常的な助け合いの心を育むことができるよう、福祉活動への理解と意識を喚起するとともに、地域コミュニティの大切さや思いやりの心を醸成していきます。また、地域の福祉活動の担い手となる人材の育成や確保、さらに活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標3 住民に寄り添い後押しする相談・支援の仕組みづくり

困りごとを抱えている方が相談しやすいように環境を整えるとともに、生活課題が深刻化する前の段階で早期発見ができるしくみを考えていきます。また、制度での対応の可否

に関わらず、アウトリーチにより本人、関係機関や住民と一緒に考え寄り添いながら支援を進めます。

基本目標4 日常生活を支援する活動づくり

複雑化・多様化している福祉サービスのニーズに対応するため、関係機関との連携のもと、各種制度に基づいた支援体制の充実を図っていきます。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、健康的で明るい安心した生活が送れるよう、介護や外出支援、買い物、食事の支援といった日常生活への地域活動による支援と公的なサービスとが連携した支援体制の構築を進めます。

基本目標5 地域の団体との協力関係構築とネットワークづくり

社会福祉法人、福祉団体、NPO法人やボランティア団体等ではそれぞれに地域福祉を推進しています。地域の中で支援が必要な人たちに対してきめ細やかな福祉サービスを効果的に提供するためには、社会資源の連携・協働によるネットワークづくりが不可欠です。そのために、地域内のさまざまな福祉問題・課題を地域のより多くの関係機関・団体が共有し、解決に向けた取り組みが行えるようネットワークづくりを進めます。

基本目標6 災害(非常事態)が起きても対応出来る仕組みづくり

大規模震害や局地的豪雨災害によって被災した地域の復興や被災者支援における災害時のボランティア活動の重要性を認識し、災害ボランティアの育成と災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた環境整備をしていきます。また、誰もがどのような時にも安心して暮らすことができるよう、日頃から地域防災に対する意識を高めるとともに、災害時の支援体制の充実を図り、安心・安全に暮らせる地域づくりを進めます。

3 施策の基本的方向

この施策の基本的方向は、基本目標を達成していくために必要な課題として設定したものであり、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。

4 具体的な取り組み

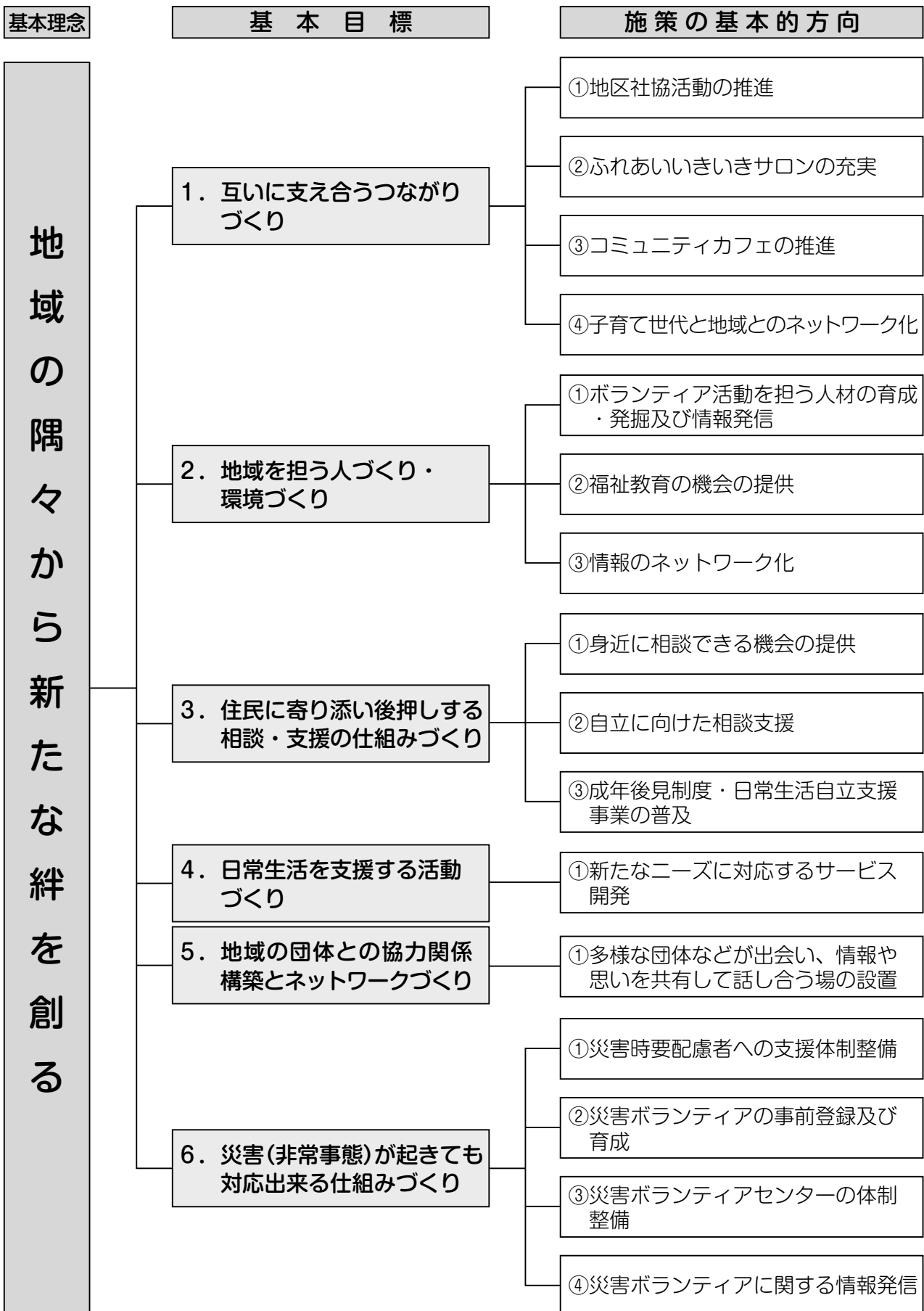
具体的な取り組みは、施策の基本的方向を具体的に実施していくための指針となるものです。その内容は、基本目標ごとに対応したものになっていますが、それぞれに関連をもっているため、あわせて実施することで相乗効果が見込まれる計画となっています。

5 活動計画の体系

基本目標から具体的な取り組みを体系的にまとめたものが、【図1】のとおりとなります。

【図1】

計画の体系図

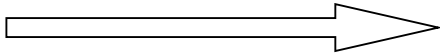
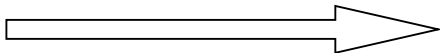
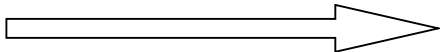
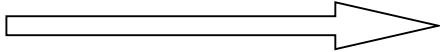


第4章 具体的な取り組みの概要

基本目標1. 互いに支え合うつながりづくり

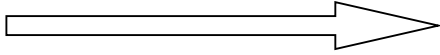
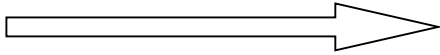
施策の基本的方向 (1) 地区社会福祉協議会活動の推進

身近な地域での福祉活動が組織的に展開されるよう、地区社協を拠点に地域の組織、団体の連携強化、活動強化を推進します。また、ひとり暮らし高齢者等の見守りや住民同士の支え合い活動等、地区社協活動の充実を図るとともに、地域の福祉ニーズ、社会資源の把握に努めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地区社協活動の大きな柱である、隣近所での「見守り・支え合い活動」について、地区社協の構成員(区長・地区長・民生委員児童委員・介護予防推進員等)のように役割を持った方だけが担うのではなく、多くの地域住民の方が参加できるように活動の輪を広げていきます。そのための方法として、地区社協の懇談会等にて、構成員の方々に理解を深めていただいた後に、地区の各種団体や班長、さらには、地域住民に対しての懇談会や研修会等を行います。	実施 				
2	地区懇談会だけでなく、あらゆる関係機関・団体(医療・教育・福祉・ボランティア・地縁組織等)が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。	実施 				
3	ホームページやSNS等を活用し、地区社協の活動や懇談会等の様子を配信することで、若い世代に随時情報提供を行い、理解者を増やすように努めます。	実施 				
4	地区社協では、構成員の方々にそれぞれの任期があり、任期を終える都度交代していくため、活動の目的や手法・経験等が蓄積されにくくなっています。そこで、区長・民生委員児童委員・介護予防推進員が情報共有や連携強化を図れるように、合同研修会を開催していきます。また、サロン後の時間を活用する等して、見守り活動の状況や新たに見守りが必要な世帯への対応方法等を話し合う場が地域の中に定着するように進めます。	実施 				

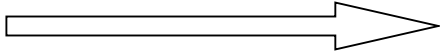
施策の基本的方向 (2) ふれあいいきいきサロンの充実

地域の様々な世代が集い、つながりを作るためのきっかけの場として、サロン活動を推進していきます。現在、全市的に普及されていますが、今後も充実した事業の推進を図るため、サロン運営の現状の把握に努めるとともに、地域の現状にあったサロンの展開、充実を図ります。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
5	サロン参加者及び関係者に対し、サロンの目的を定期的に説明して必要性を理解していただき、将来にわたり継続可能なサロンが運営出来るように進めます。	実施 				
6	サロンを運営するにあたり、課題の一つとしてメニューづくりの困難さがあげられます。これまで各地域で行われてきた、サロンのメニュー(内容やスケジュール等)をまとめて冊子にし、サロン運営に活用していただくように進めます。	実施 				

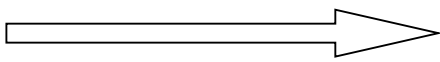
施策の基本的方向 (3) コミュニティカフェの推進

地域との関わりが乏しく、引きこもりがちな生活を送っている高齢者や子育て中の親子等に、地域でのつながりや社会参加を促していくため、交流の場や気軽に集える居場所(コミュニティカフェ：以下、カフェ)づくりを進めます。あわせて、地域で福祉を支える人たちの輪を広げます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
7	<p>新たな地域の「集いの場・たまり場」として、カフェの設置を進めます。このカフェは、住民同士のつながりを目的としており、地域ではこのカフェ同様の機能を持つ、サロン等もありますが、一つの取り組みだけですべてを解決することは困難であるため、サロン等で、充足できない課題をこのカフェで補ってまいります。</p> <p>★カフェの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者が決められたメニューに沿って活動するのではなく、自由に時間を過ごす。 登録は必要なく、好きな時に来て好きな時に帰れる自由な雰囲気、出入りが自由。 幅広い世代の住民が気軽に参加しやすい。 	実施 				

施策の基本的方向 (4) 子育て世代と地域とのネットワーク化

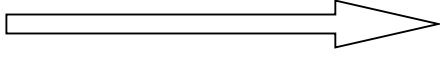
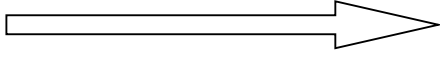
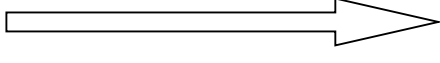
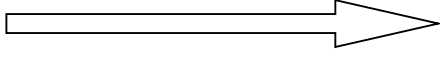
地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域全体で子どもを見守り健やかに育む環境づくりやセーフティネット体制の充実を図るとともに、子ども達だけではなく、いろいろな世代の方々に関わりを持つことができる地域住民の交流の場としての役割も充実させていきます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
8	食事の提供等を通じて、子どもや高齢者等が一人で食事をする孤食を減らすことや多世代の交流を目的としたコミュニティ食堂(仮)の立ち上げ及び運営支援を行います。	実施 				

基本目標2. 地域を担う人づくり・環境づくり

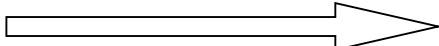
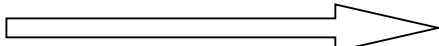
施策の基本的方向 (1) ボランティア活動を担う人材の育成・発掘及び情報発信

ボランティア活動の輪を市民に広め、だれもが気軽に参加できるように活動をリードする人材を育成するとともに、ボランティア活動を市民に広く周知し、活動への参加を促進します。また、活動する団体を支援し、活動の活性化を図ります。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
9	災害ボランティアセンター運営時にいろいろな形で支援をいただいた個人・企業・団体に、災害以外での地域福祉活動にも協力いただけるように、情報交換会を開催します。	実施 				
10	市社協に登録している個人ボランティアやボランティアグループが抱える課題を把握し、一緒に課題解決に向けた取り組みが行えるように、それぞれの活動に寄り添いながら支援を行います。	実施 				
11	どのようなボランティア活動があるのか、一目でわかる冊子の作成や情報発信コーナーを交流センターに設置します。	実施 				
12	市内外から多くのボランティアや人材を募るため、ホームページやSNS等を利用し、ボランティア活動・地域イベントに関する情報発信を行います。	実施 				

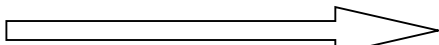
施策の基本的方向 (2) 福祉教育の機会の提供

地域住民の福祉に対する関心の薄さが指摘されており、高齢者や障がい者、また認知症などの病気について理解が不足している状況もうかがえます。これらに対する理解を深めるために、勉強会や講習会への参加を進めるとともに、さまざまな人たちとふれあう機会等を通じ、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に対して福祉教育や啓発活動の充実を図ります。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
13	ボランティア協力校(以下、協力校)や地区社協、その他様々な関係機関・団体の研修会等にて、高齢者や障がい者また、地域福祉への理解を広めるための福祉講座を開催していきます。	実施 				
14	協力校が行う福祉活動に際し、ボランティアコーディネーターが企画段階から関わることで、目的を共有化し考えるプロセスを重視したプログラムづくりを一緒に進めます。	実施 				

施策の基本的方向 (3) 情報のネットワーク化

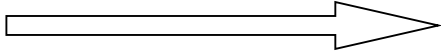
地区社協の構成員である民生委員児童委員は、地域における福祉の実情をよく把握し活動していますが、民生委員児童委員が持っている情報に市社協が持つ情報の共有化を図ることにより、地域での支援の必要な方への対応等が円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、これらの情報の共有化・ネットワーク化を促進します。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
15	民生委員児童委員が活動を進めていく上で、必要な個人情報入手や関係機関との情報共有の充実は、活動の円滑化につながります。そこで、現在、民生委員児童委員協議会が取り組んでいる「高齢者世帯実態把握調査」のデータに、市社協が把握している高齢者情報(包括との関わり、サロンの登録状況等)を転記し、民生委員児童委員の活動の支援を行います。	実施 				

基本目標3. 住民に寄り添い後押しする相談・支援の仕組みづくり

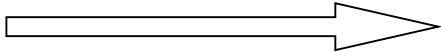
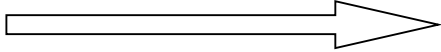
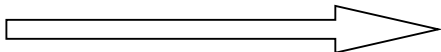
施策の基本的方向 (1) 身近に相談できる機会の提供

不安や悩みを相談したいと思った時に、すぐに相談できるようなわかりやすい窓口が求められています。相談内容を的確に把握し、適切な窓口や福祉サービスの利用にスムーズに結びつくような相談支援体制やコーディネート機能を充実させていきます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
16	24時間365日対応の相談窓口を多くの人に周知していきます。とりわけ情報が伝わりにくく、地域からの声が届きにくい離島や半島部へは、情報を伝えるための懇談会を開催する等、積極的な関わりを進めていきます。	実施 				

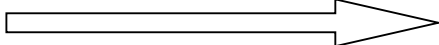
施策の基本的方向 (2) 自立に向けた相談支援

福祉サービスを必要としている人に対する情報提供を充実するとともに、関係機関と連携して適切なサービスが利用できるための相談支援体制の整備に努めます。また、様々な困難を抱える人々への相談支援体制の充実を図り、孤立を防止して、地域で自立した生活を支援する仕組みづくりを進めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
17	障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、障がいのある人が、住み慣れた地域で周りに見守られながら安心して生活が続けられるよう、津久見市が推進している安心お守りキットへの登録を引き続き勧めていきます。なお、登録を希望されない方に対しては、登録しない理由を聞き取り、地域で見守り活動やつながりづくり等を行っている地区社協および担当民生委員等についての情報提供を行いながら、地域とのつながりづくりを支援します。	実施 				
18	障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、市役所社会福祉課や関係機関と連携して自立支援協議会の運営を支援し、地域で暮らす障がい者の生活課題の把握に努め、その課題解決策を検討していきます。また、相談支援事業における利用者へのアセスメント(聞き取り調査)やサービス等利用計画を立てる際等に聞き取った情報の中から課題を拾い、既存のサービスでは対応できにくいものについては、市社協内部の他部門との連携や、他の様々な機関や行政との連携により、解決策を検討していきます。	実施 				
19	高齢者の総合相談窓口(地域包括支援センター社協)として、地域で行われている活動(サロンや地区社協等)に出向き、意見交換を行いながら、地域の方々と顔の見える関係づくりを進めます。	実施 				

施策の基本的方向 (3) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及

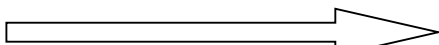
判断能力が十分ではない方を守る日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、関係機関等と連携しながら、制度の周知と利用促進を図ります。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
20	成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、関係機関並びに市民へわかりやすい講座を行います。	実施 				

基本目標4. 日常生活を支援する活動づくり

施策の基本的方向 (1) 新たなニーズに対応するサービス開発

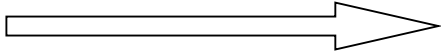
生活課題が多様化、複雑化する中で、買い物や通院時の移動困難等、顕在化する生活課題に対して有効な取り組みが求められています。一方で、それら個別の課題は既存の福祉サービスだけでは解決し難い内容もあり、制度の狭間を埋める支援が求められています。そうした多様なニーズに対応するためにも、誰もが気軽に活動へ参加できるきっかけづくりや、新たな活動者となる人材を発掘し、幅広い住民が身近な福祉活動の担い手として活動できる仕組みづくりを進めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
21	介護保険制度の改正にともない、住民等による互助活動を支援していくとともに、有償ボランティア等、公的サービス以外の新たな住民助け合い活動の仕組みを検討し、在宅生活を支える社会資源を整えます。	実施 				

基本目標5. 地域の団体との協力関係構築とネットワークづくり

施策の基本的方向 (1) 多様な団体等が出会い、情報や思いを共有して話し合う場の設置

地域では、「小地域を基盤とした福祉活動」を行う地域組織と、「特定のテーマに焦点をあてた福祉活動や事業」を行う団体等が多様な活動を展開していますが、これらが連携し、それぞれの強みを活かし、より効果的に活動することや事業を展開していくことが求められています。そのために、これら地域組織や団体が集い、情報や思いを共有し、協働に向けた話し合いの場が持てるよう進めていきます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
22	市社協評議員会の場を活用し、関係団体による情報交換会等を開催し、それぞれの団体の活動を知ることによって相互理解を進め、横のつながりを深めます。	実施 				

基本目標6. 災害（非常事態）が起きても対応できる仕組みづくり

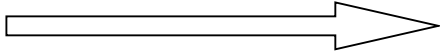
施策の基本的方向（1）災害時要配慮者への支援体制整備

災害時においても要配慮者が地域で安心して生活を送ることができるよう、災害時要配慮者支援対策が求められており、被災地域と被災者を迅速に支援するための体制づくりが不可欠です。今後も、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識を高めるとともに、要配慮者の把握と支援体制の整備を進めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
23	障がい者相談支援事業所（竹とんぼ）として、行政等により作成される避難行動要支援者の避難行動計画に基づき、災害発生が予測される場合には、利用者に対し避難に必要な情報提供や安否の確認を行います。そして、災害後は、新たな生活環境における課題について情報収集し、利用者や家族、関係機関とも連携しながら、課題解決に取り組んでいきます。また、福祉避難所の開設や運用について、行政や避難所に指定されている施設と情報共有しつつ、災害発生後は速やかに福祉避難所の利用につなげられるよう、状況確認を行っていきます。	実施 				
24	地域包括支援センター社協として、災害発生後に、利用者の安否確認や被災状況等の情報共有ができるよう、行政と協力して各福祉施設事業所との連絡体制の整備を行います。	実施 				

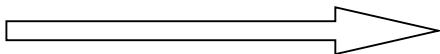
施策の基本的方向（2）災害ボランティアの事前登録及び育成

大規模震害や局地的豪雨災害等によって被災した地域の復興や被災者支援における災害時のボランティア活動の重要性を認識し、災害ボランティア事前登録や育成、さらには災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた環境の整備を進めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
25	市内外で起こる大規模災害から局所的な災害までに備え、万が一災害が起きたときに迅速かつ効果的に復旧復興活動が行えるように、事前の災害ボランティア登録制度を進めます。また、平常時から、登録したボランティアの研修、情報交換等を行います。	実施 				

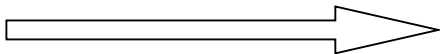
施策の基本的方向（3）災害ボランティアセンターの体制整備

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するために、関係機関や各種団体等との意見交換や協力体制の構築に向けた研修会や会議等を行い、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
26	災害ボランティアセンターの運営を支援するボランティア関係機関、団体、企業、NPO、行政等が連携し、被災者ニーズに即して円滑に支援できる体制づくりを進めるために、災害ボランティアネットワーク連絡会を設置し、情報交換や研修等を行います。	実施 				

施策の基本的方向（4）災害ボランティアに関する情報発信

災害発生後に市民への情報提供や地域の状況把握がスムーズに行えるよう、平時から、地域や関係機関・団体等と、災害時に備えたネットワーク（連絡体制等）を構築するよう取り組みを進めます。

番号	具体的な取り組み	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
27	災害ボランティアセンターに関する情報は、行政の情報発信ルート（区長・ホームページ・報道等）とは別に、市社協が関係する団体や施設・事業所等にも情報を提供し、広く周知に努めます。	実施 				

資料編

〈別紙資料1〉

津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津久見市における地域福祉の推進と津久見市社会福祉協議会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年における地域福祉活動計画を策定する津久見市社会福祉協議会(以下「市社協」という)地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は市社協会長から次に掲げる諮問事項を調査・審議する。

- ①地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
- ②地域福祉活動計画の策定
- ③その他、計画策定のために必要な事項

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成30年6月28日から地域福祉活動計画策定終了までとする。

(委員の構成)

第4条 委員会は15名をもって構成する。

- 2 委員は、市民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、行政機関、学識経験者、その他市社協会長が必要と認める者の中から市社協会長が委嘱する。
- 3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定を終え、市社協会長への答申が終了したときまでとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第7条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(費用弁償等)

第8条 費用弁償等は、社会福祉法人津久見市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程に定める額を支給する。

(事 務 局)

第9条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

〈別紙資料2〉

津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員名簿

◎策定委員長 ○副委員長

No	類	氏 名	所 属 団 体 等	役 職 名
1	○	仲 谷 公 廣	津久見市区長会	副 会 長
2	◎	山 添 義 昭	津久見市民生委員児童委員協議会	会 長
3		木 村 好 一	津久見市盛人クラブ連合会	会 長
4		田 金 紀 昭	津久見市身体障害者福祉協議会	事 務 局
5		濱 田 由美枝	津久見市母子寡婦福祉会	会 長
6		稲 田 滋 一	津久見市ボランティア連絡協議会	副 会 長
7		鳥 越 和 久	津久見市連合PTA	会 長
8		高 橋 和 希	カトリック津久見幼稚園	園 長
9		秋 田 博 雅	社会福祉法人障がい者サービス事業所うばめ園	理 事 長
10		岩 崎 真 也	介護老人福祉施設白梅荘	施 設 長
11		山 崎 弘 明	ふれあいサロン実施者	千怒旭町サロン代表者
12		石 井 保 雄	津久見市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
13		黒 枝 泰 浩	津久見市社会福祉課	課 長
14		清 水 豊	津久見市長寿支援課	課 長
15		岩 尾 恭 輔	津久見市学校教育課	課 長

〈事務局及びワーキンググループ〉

木 許 政 春	事務局長	軸 丸 利江子	包括センター長
石 田 栄 二	次 長	高 山 初 美	包括センター管理者
三重野 恵 補	主幹兼竹とんぼ管理者	軸 丸 哲 之	社会福祉士
小 野 喬	主 査	高 木 香 理	主任介護支援専門員
野 中 聖 子	主 任	下 村 理 絵	保健師
平 山 沙耶佳	主 任	庄 司 晃 子	保健師
宇都宮 由 香	生活支援コーディネーター	藤 古 洋 子	介護支援専門員
仲 村 真 樹	相談支援専門員		
牧 野 良 治	相談支援専門員		

〈別紙資料3〉

津久見市社会福祉協議会の認知度について

【問1】 津久見市社会福祉協議会（社協）についてご存知ですか。

	24年度	29年度
1. よく知っている（いくつかの事業や職員などについて）	14%	18%
2. 少し知っている	33%	34%
3. 名前は知っているが、活動内容は知らない	43%	41%
4. 活動内容も名前も知らない	10%	7%
合 計	100%	100%

【問2】 津久見市社会福祉協議会の行っている事業について、ご存知ですか。

【問2の1】 地区社会福祉協議会（通称地区社協）の設置
及び支援（自治会区内の福祉部会）

	24年度	29年度
1. 知っている	23%	35%
2. 名前は知っている	34%	35%
3. 知らない	43%	30%
合 計	100%	100%

【問2の2】 ふれあいいいききサロン事業（住民の集いの場）

	24年度	29年度
1. 知っている	35%	47%
2. 名前は知っている	33%	33%
3. 知らない	32%	20%
合 計	100%	100%

【問2の3】 地域包括支援センター社協

（要支援者のケアプラン作成・高齢者の総合相談・介護予防事業等）

	24年度	29年度
1. 知っている	24%	11%
2. 名前は知っている	22%	13%
3. 知らない	54%	76%
合 計	100%	100%

**【問2の4】 指定相談支援事業所サポートセンター竹とんぼ
(障がい者の方への相談支援)**

	24年度	29年度
1. 知っている	9%	29%
2. 名前は知っている	22%	26%
3. 知らない	69%	45%
合 計	100%	100%

**【問2の5】 福祉サービス利用援助事業（判断能力が低下してきた方を対象に、
日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。）**

	24年度	29年度
1. 知っている	8%	13%
2. 名前は知っている	11%	24%
3. 知らない	81%	63%
合 計	100%	100%

【問2の6】 ボランティアの登録斡旋（活動保険の加入・派遣）

	24年度	29年度
1. 知っている	7%	10%
2. 名前は知っている	8%	16%
3. 知らない	85%	74%
合 計	100%	100%

【問2の7】 市内の学校を対象にボランティア活動の推進

	24年度	29年度
1. 知っている	10%	10%
2. 名前は知っている	12%	11%
3. 知らない	78%	79%
合 計	100%	100%

【問2の8】 専門相談（法律・福祉等）の開設

	24年度	29年度
1. 知っている	9%	12%
2. 名前は知っている	15%	16%
3. 知らない	76%	72%
合 計	100%	100%

【問2の9】福祉機器の貸出事業（介護用ベッド・車イス等の貸し出し）

	24年度	29年度
1. 知っている	46%	19%
2. 名前は知っている	19%	21%
3. 知らない	35%	60%
合 計	100%	100%

【問2の10】生活福祉資金貸付事業（障がい者や低所得者を対象に貸付）

	24年度	29年度
1. 知っている	11%	16%
2. 名前は知っている	11%	13%
3. 知らない	78%	71%
合 計	100%	100%

【問2の11】障がい者交流事業（日帰りのバス旅行）

	24年度	29年度
1. 知っている	21%	25%
2. 名前は知っている	16%	18%
3. 知らない	63%	57%
合 計	100%	100%

**【問2の12】訪問理美容サービス
（寝たきり高齢者や障がい者等、理容店に行けない方に理容師を派遣）**

	24年度	29年度
1. 知っている	22%	24%
2. 名前は知っている	16%	19%
3. 知らない	62%	57%
合 計	100%	100%

**【問2の13】ふれあい電話サービス
（一人暮らし高齢者へのボランティアによる安否確認）**

	24年度	29年度
1. 知っている	15%	13%
2. 名前は知っている	15%	18%
3. 知らない	70%	69%
合 計	100%	100%

【問2の14】 赤い羽根共同募金運動

	24年度	29年度
1. 知っている	78%	77%
2. 名前は知っている	16%	19%
3. 知らない	6%	4%
合 計	100%	100%

【問2の15】 歳末たすけあい募金運動（チャリティーショー等）

	24年度	29年度
1. 知っている	77%	78%
2. 名前は知っている	14%	17%
3. 知らない	9%	5%
合 計	100%	100%

【問2の16】 市民ふれあい交流センターの運営

	24年度	29年度
1. 知っている	21%	30%
2. 名前は知っている	30%	38%
3. 知らない	49%	32%
合 計	100%	100%

【問2の17】 出前講師派遣事業
(知識や知恵、技術をもつ市民の方の登録、派遣)

	24年度	29年度
1. 知っている	10%	17%
2. 名前は知っている	11%	17%
3. 知らない	79%	66%
合 計	100%	100%

【問2の18】 市内福祉施設事業連絡会

	24年度	29年度
1. 知っている	8%	9%
2. 名前は知っている	13%	20%
3. 知らない	79%	71%
合 計	100%	100%

**【問2の19】 関係機関ネットワーク会議
(区長・民生児童委員・介護予防推進員等の合同会議)**

	24年度	29年度
1. 知っている	12%	19%
2. 名前は知っている	13%	17%
3. 知らない	75%	64%
合 計	100%	100%

【問2の20】 ベンチ設置事業 (地区集会所・バス停等にベンチを設置)

	24年度	29年度
1. 知っている	19%	26%
2. 名前は知っている	9%	14%
3. 知らない	72%	60%
合 計	100%	100%

【問2の21】 市社会福祉大会開催

	24年度	29年度
1. 知っている	24%	31%
2. 名前は知っている	16%	20%
3. 知らない	60%	49%
合 計	100%	100%

【問2の22】 民生委員児童委員協議会の事務局

	24年度	29年度
1. 知っている	15%	20%
2. 名前は知っている	21%	24%
3. 知らない	64%	56%
合 計	100%	100%

【問2の23】 広報誌「たちばな」の発行

	24年度	29年度
1. 知っている	66%	71%
2. 名前は知っている	20%	20%
3. 知らない	14%	9%
合 計	100%	100%

【問3】津久見市社会福祉協議会の会員制度についてご存知ですか。

	24年度	29年度
1. 自分の世帯が会費を納めていることを知っている	42%	50%
2. よくわからない	58%	50%
合 計	100%	100%

**【問4】現在、市内全域で26の地区社協が活動しています。
あなたは、地区社協についてご存知ですか。
また、地区社協への参加や関心についてはいかがですか。**

	24年度	29年度
1. 知っているし、活動に参加している（参加したことがある）	10%	22%
2. 知っているが、活動に参加したことはない（今後、参加してみたいと思う）	14%	11%
3. 知っているが、活動に参加したことはない（今後も参加するつもりはない）	19%	22%
4. 知らないが、関心はある	35%	28%
5. 知らないし、関心もない	22%	17%
合 計	100%	100%

【問5】今後、地区社協活動の中で特に力を入れていった方がよいとお考えになる活動はどのようなものですか。

	24年度	29年度
1. 声かけ・見守り活動（安否確認等）	54%	60%
2. 日常生活で困ったことが起きたときに、近所の人どうして助け合うための活動（買い物・ゴミ出し支援、相談等）	38%	45%
3. 災害が起きたときなどに、近所の人どうして助け合うための活動	60%	60%
4. 地域の高齢者を援助・介助する活動	15%	21%
5. 地域の障がい者を援助・介助する活動	8%	8%
6. 地域の子どもたちを対象とした活動	10%	7%
7. 地域の世代交流をはかるような活動	11%	10%
8. 福祉施設を訪問して行う活動	1%	1%
9. 介護予防に関する活動	7%	6%
10. 福祉、地域福祉に関する啓蒙・啓発活動	5%	5%
11. その他のボランティア活動	1%	1%
12. わからない	13%	8%

【問6】 あなたは今後、この地区社協が行う活動(見守り・支え合い活動)に参加したいとおもいますか。

	24年度	29年度
1. 現在、地区社協の活動を行っており、引き続き活動を続けたい	4%	6%
2. 現在、地区社協の活動を行っているが、後任が出来ればやめたい	1%	2%
3. 今後、活動をしてみたい	20%	16%
4. 特に活動をするつもりはない	53%	54%
5. その他	22%	22%
合 計	100%	100%

【問7】 あなたは地域福祉の充実のために、津久見市社会福祉協議会が担うべき役割について、どのように考えますか。

	24年度	29年度
1. 地域の支え合い、ふれあい、見守り活動への支援活動 (地区社協を主体とした活動)	63%	66%
2. 介護・介護予防への取組(ふれあいサロンや介護予防教室)	33%	41%
3. 高齢者や障がい者への生活支援(制度の狭間を埋めるサービス等)	40%	41%
4. 子育て支援(母親支援や地域との繋がりを目的とした子育てサロン等)	27%	25%
5. 成年後見制度(認知症高齢者や知的障がい者等への代理人の選任) や金銭管理支援	13%	14%
6. 子どもたちへの福祉教育	24%	16%
7. 生活困窮者への経済的な支援(資金の貸付)	15%	11%
8. ボランティア活動の支援・育成	26%	24%
9. 総合相談窓口としての機能充実(24時間相談窓口)	24%	19%
10. 地域福祉活動に携わるリーダーの養成(研修会・懇談会の開催)	17%	16%
11. 困っている人と、助ける人との調整やあらゆる機関との連携 (連絡調整会議)	34%	31%
12. その他	4%	3%

〈別紙資料4〉

《用語の説明》

【あ行】

◆アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない人に対し、相談機関から地域に積極的に出て対面し、支援が必要な人の発見や潜在的なニーズを把握して援助を行うためのアプローチ。

◆NPO

非営利活動を行う市民団体のことで、一般的には、ボランティア団体や公益的な法人を含むとされています。福祉の面では、一般的に住民参加による有償のサービスを行う活動団体が多くみられます。

◆SNS

ソーシャルネットワークとは、家族、友人、同僚など、ある社会に属している個人と個人の間をつなぐのことを指しており、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS＝social networking service）はインターネットを利用して、こうした人と人とのつながりの構築を支援するサービスの総称です。

【か行】

◆共同募金

赤い羽根募金とも言われる。法律で定められた共同募金会という民間団体だけが行うことのできる募金。都道府県を単位として行われ、民間の社会福祉施設や団体に配分されるほか、社会福祉協議会を通して様々な地域福祉活動に使われます。

◆コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

◆コミュニティカフェ

人と人とを結ぶ地域社会の場や居場所の総称です。普通のカフェと違い、飲食を第一の目的とせず、地域住民が集い、交流し、情報交換することに重きを置いているのがコミュニティカフェの特徴です。

【さ行】

◆災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいう。具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者をはじめ日常的には健常者であっても理

解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国籍の人などが挙げられます。

◆災害ボランティアセンター

被災地域に臨時に設置される民間のボランティアセンターです。被災地で活動する諸団体やボランティアの活動にとって、地域の窓口としての役割を担うとともに、様々な団体・機関による活動等を通じて得られる被災者ニーズの把握、ボランティア関連情報の受発信、行政等との仲介や調整、外部ボランティアの受入、諸団体・機関が相互に情報の共有や連携を持つための協議の場の提供等の業務を通じて地域における自発的な活動の総合的な調整を実施する仲介的役割を担います。

◆社会資源

社会的ニーズを充足する様々な物資や人材の総称。福祉においては、福祉施設・備品、福祉サービス、資金、各種制度、情報、知識・技能、各種団体・人材等です。

◆社会福祉協議会

社協の略称でも知られる社会福祉協議会。社協は、地域に暮らす住民の誰もがいつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域の方やボランティア、その他福祉関係者や行政機関と連携し、地域福祉を推進する民間の団体です。全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、各市区町村にそれぞれ設置されています。

◆小地域福祉活動

小地域福祉活動とは、身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って安全に生活を送ることができる地域づくりを目指し、地域の広範な住民が参加して進められる住民主体の福祉活動です。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意見・取消権が付与された成年後見等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が十分なうちにあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

◆セーフティーネット

生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや制度のことを意味する。第一のセーフティーネットとして社会保険制度が、第二のセーフティーネットとして低所得者対策が、そして生活保護制度は最後(第三)のセーフティーネットとして位置づけられています。

【た行】

◆地区社協

地区社協は、地域の中で、支援を必要としている方たちを地域のみなさんが、見守り・支え合うことができるような地域にするため、自治会の中に、地区社協という福祉部会的な組織を作っていただき、その組織から、皆さんで議論しながら支え合いの輪を地区全体に広げていただくための組織です。

【な行】

◆日常生活自立支援事業

自身の判断能力に不安のある方が、どのような福祉サービスを受ければよいか、また、お金の出し入れや物品の購入等で困った場合に、個人の尊厳と利用者自身の意志決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理を援助することです。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会の中で共に生活していこうとする運動で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも明確に位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

【は行】

◆バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障がい者・高齢者の利用にも配慮した設計のことです。具体的には、車いすでの通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字の案内版の設置等があげられます。また、「心のバリアフリー」の言葉も用いられています。わが国の「バリア」には、階段等の物理的バリア、欠格条項等の制度上のバリア、視覚障がい・聴覚障がい等に顕著な文化・情報面のバリア、そして「差別・偏見」という「こころのバリア（意識上の障がい）」があると言われていています。差別・偏見をなくして「心のバリアフリー」を実現することが、ノーマライゼーション社会の構築には特に重要となっています。

◆福祉ニーズ(福祉課題)

福祉ニーズ(福祉課題)とは、地域の住民が抱える福祉上のニーズ(課題)のことです。住民の福祉ニーズは、時として本人に自覚されなかったり、自覚はされても、その解決や充足の必要性が十分に意識されていないといった場合もあります。住民の福祉ニーズを種々の福祉事業や活動によって解決していくために、ニーズの内容を明確にし、解決していくべき課題として明らかにしていくことが必要となります。

◆ふれあいいいきサロン事業

自治会や小地域ごとに閉じこもりがちな高齢者や障がい者が気軽に集まれるように、近隣住民のボランティアで開催しているふれあい交流会。参加者が歩いていけるような

公民館や集会所などで実施されています。お茶会や食事会、健康教室などを通じて、「仲間づくり」や「健康づくり」、「交流の場づくり」をすすめる活動です。

◆ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、ボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」に双方の希望に合った活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供、講座・研修会などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティアに関する業務を行う専門職です。

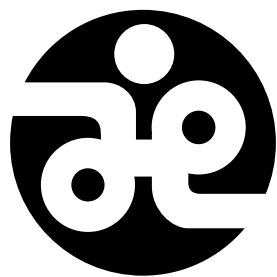
◆ボランティアセンター

ボランティアをしたい人(団体)とボランティアの応援を求めている人(団体)をつなぐ中間支援組織です。活動場所の提供や各種養成講座・講演会を通した啓発活動、情報紙などによる情報提供、ボランティアの情報交換の場として機能しています。

第3期 津久見市地域福祉活動計画

令和元年 6 月

発行・企画・編集 社会福祉法人 津久見市社会福祉協議会
〒879-2441
津久見市中央町 760 番地 133
TEL (0972) 82-5000
FAX (0972) 82-5003



社会福祉法人

津久見市社会福祉協議会